

山都町山の都定住支援事業補助金 申請から交付までの手続きの流れ



※交付決定前の事前着工は認められません。
※年度内に工事・検査が完了する必要があります。
期間に十分な余裕を持って手続きしてください。

1. 交付申請書の提出

約2週間

- ・工事前の現場写真（外観、施行箇所各所）を確実に撮影の上、提出下さい。
- ・※設備（トイレ、浴槽など）を設置する場合は、検査の際に現場で型番等を照合確認しますので、見積書に製品名称・型番を記載していただくか、カタログのコピー等型番がわかる資料を併せて提出してください。

2. 交付決定通知

- ・役場から申請者へ郵送されます。
- ・交付決定通知が届かない場合は、役場へお問い合わせ下さい。

3. 改修工事等着工

（交付決通知日以降）

- ※工事実施状況写真、また製品型番が確認できるよう型番記載箇所や製品外箱も撮影してください。（業者へ依頼をお願いします）
- ※実績報告時に必要となりますので、工事契約書や請書を確実に保管しておいてください。

4. 改修工事等竣工

- ・工事内容・工期などに変更がある場合は、手続きが必要です。

5. 実績報告書の提出

- ・改修工事等の実施状況及び実施後の施工箇所の写真が必要です。
- ・写真検査において不備等が見受けられた場合は、手直しをお願いする場合があります。
- ※年度末は3月20日頃までに提出下さい。
（年度末の補助金申請の方は提出期限を必ず役場に確認下さい）

6. 現地竣工検査

約1週間

- ・役場から検査日のお知らせがあります。（施行业者と申請者の立会い）

7. 交付確定通知

（補助金交付請求書を同封）

- ・役場から申請者へ郵送されます。

8. 補助金交付請求書の提出

約1週間

- ・補助金の受け取りを希望される金融機関をご記入ください。
- ・振込先の金融機関については支店名・支所名まで記入のこと。

9. 補助金支払

- ・役場からの振込日は毎週木曜日です。

お問合せ先

山都町役場 まちづくり課：0967-72-1158